

令和4年8月実施

浄水場	酒津浄水場	酒津浄水場	酒津浄水場	酒津浄水場	採水地点へ水道水を送っている浄水場です。
採水地点	第1配水池(酒津)	第2配水池(黒崎)	第4配水池(向山)	第5配水池(早島)	水道水の採水を行っている地点です。
採水年月日	令和4年8月2日	令和4年8月2日	令和4年8月2日	令和4年8月2日	採水日です。
水温	26.0	27.5	26.5	26.5	採水時の水温です。
残留塩素					給水栓で、0.1mg/L以上であること。
水質基準項目(51項目)					水質基準値
一般細菌	0	0	0	0	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	陰性	陰性	陰性	陰性	検出されないこと。(陰性であること。)
カドミウム及びその化合物					カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
水銀及びその化合物					水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
セレン及びその化合物					セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
鉛及びその化合物					鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
ひ素及びその化合物					ひ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
六価クロム化合物					六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。
亜硝酸態窒素					0.04mg/L以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン					シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					10mg/L以下であること。
フッ素及びその化合物	0.13	0.13	0.13	0.13	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
ホウ素及びその化合物					ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
四塩化炭素					0.002mg/L以下であること。
1,4-ジオキサン					0.05mg/L以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					0.04mg/L以下であること。
ジクロロメタン					0.02mg/L以下であること。
テトラクロロエチレン					0.01mg/L以下であること。
トリクロロエチレン					0.01mg/L以下であること。
ベンゼン					0.01mg/L以下であること。
塩素酸					0.6mg/L以下であること。
クロロ酢酸					0.02mg/L以下であること。
クロロホルム					0.06mg/L以下であること。
ジクロロ酢酸					0.03mg/L以下であること。
ジブロモクロロメタン					0.1mg/L以下であること。
臭素酸					0.01mg/L以下であること。
総トリハロメタン					0.1mg/L以下であること。
トリクロロ酢酸					0.03mg/L以下であること。
ブロモジクロロメタン					0.03mg/L以下であること。
ブロモホルム					0.09mg/L以下であること。
ホルムアルデヒド					0.08mg/L以下であること。
亜鉛及びその化合物					亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
アルミニウム及びその化合物					アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
鉄及びその化合物					鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
銅及びその化合物					銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
ナトリウム及びその化合物	7.3	7.3	7.3	7.3	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
マンガン及びその化合物					マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
塩化物イオン	7.7	7.7	7.7	7.6	200mg/L以下であること。
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	53	53	53	53	300mg/L以下であること。
蒸発残留物					500mg/L以下であること。
陰イオン界面活性剤					0.2mg/L以下であること。
ジェオスミン	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.00001mg/L以下であること。
2-メチルイソボルネオール	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.00001mg/L以下であること。
非イオン界面活性剤					0.02mg/L以下であること。
フェノール類					フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7	0.7	0.6	0.6	3mg/L以下であること。
pH値	7.0	7.0	7.1	7.0	5.8以上8.6以下であること。
味	異常を認めない	異常を認めない	異常を認めない	異常を認めない	異常でないこと。
臭気	異常を認めない	異常を認めない	異常を認めない	異常を認めない	異常でないこと。
色度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5度以下であること。
濁度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2度以下であること。
判定	水質基準に適合する	水質基準に適合する	水質基準に適合する	水質基準に適合する	